

展示会出展支援補助金

国内外の展示会及びオンライン展示会の出展を補助

◇展示会出展にあたり、対象経費の1／2を補助

- ・国内開催の場合、限度額30万円
- ・国外開催の場合、限度額50万円
- ・オンライン開催の場合、限度額10万円

【主な補助条件】

- (1) 中小企業が自ら開発または生産した製品等にかかる出展であること。
- (2) 出展する展示会等が、販売を主たる目的とする展示会でないこと。
- (3) 同年度に展示会出展支援補助金を受けていないこと。
- (4) 市内に本店を置いていること。
- (5) 市税に滞納がないこと。

【対象経費】

- (1) 出展小間料
- (2) 国外線の航空旅客運賃等
(最短経路をエコノミークラスで往復する運賃とし、最大2名までとする。)
- (3) オンライン展示会に係る出展料
(製品等の情報の掲載費用及び商談をするための機能の付加費用を含む。)

(注) 同年度で複数の展示会へ出展する場合、いずれか1つの展示会に係る経費が対象となります。

【申請手続き】

4月1日から翌年2月末日までの間に、所定の書類を添付した申請書を産業振興課まで提出。(遅くとも展示会の1ヶ月前までには申請してください。)

※申請期間中であっても、予算がなくなり次第募集を終了させていただきます。

☆補助金に関するお問い合わせはこちらまで
つくば市 産業振興課 産業創出支援係
TEL : 029-883-1111 (代表) e-mail : eco051@city.tsukuba.lg.jp

補助事業利用時の注意点

補助事業申請者は下記の点を順守するものとします

- ① 申請内容に変更があった場合、速やかに報告すること。
- ② 補助事業の完了から20日以内、又は年度末のいずれか早い日までに、実績報告書を提出すること。
- ③ 補助事業に関する帳簿及び証拠書類、補助事業を活用して購入した物品等は、補助事業終了後少なくとも5年保管すること。
- ④ 補助事業中及び補助事業終了後に立ち入り検査又は実態調査を行う場合、速やかに対応すること。

※ この他、補助金はつくば市補助金等交付適正化規則及びつくば市産業創出支援補助金交付要綱に基づいて執行されます。不明な点は産業振興課までお問い合わせください。



Society
Innovation
TSUKUBA

☆ 補助金に関するお問い合わせはこちらまで
つくば市 産業振興課 産業創出支援係
TEL : 029-883-1111 (代表) e-mail : eco051@city.tsukuba.lg.jp